

自動販売機設置事業者募集要項

長野市では、行政財産の余裕がある部分の有効活用を図るため、自動販売機の設置場所として、下記物件の貸付けを一般競争入札により行います。

自動販売機設置事業者で入札に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 入札に付する事項

(1) 貸付けを行う物件

別紙1のとおり

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとします。ただし、別紙1に特記がある場合は、この限りではありません。

※期間の延長、更新はできません。

(3) 販売商品の種類

販売商品の種類は、別紙1の販売品目（及び摘要）欄に記載のとおりとします。

(4) 貸付料

1年間の貸付料は、屋外設置は非課税、屋内設置は課税となるため、屋内設置分の落札金額は100分の108を乗じて得た額とします（ただし、消費税率の変更があった場合は、その率により読み替えます。）。

なお、1円未満に端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

貸付料は、毎年度、契約の定めるところにより、原則として、各年度の貸付期間の初日から30日以内に当該年度の貸付料を一括納付していただきます。

当該年度の貸付期間が1年未満であるときの貸付料の額は、月割りによるものとします。

また、1箇月未満の端数があるときは切り上げるものとします。

(5) 必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する費用（電気料算定用子メーター設置費を含む（水道料が必要な場合も、同様とする。））、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は、設置者の負担とします。

なお、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、貸付時に設置していただく子メーターの計測値から算出した額を、長野市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納付していただきます。

(6) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

物件ごとに定める「仕様書」等（別添）のとおりとします。

2 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿への登録

一般競争入札へ参加される場合は、長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）へ登録が必要となります。なお、契約において維持管理業務を維持管理者に行わせる場合には、維持管理者も上記登録が必要となります。

新たに、入札参加申込を希望する場合は、契約課で毎年1月頃行う登録期間内での登録となります。なお、1月に新規で登録しても、入札に参加できるのは次の年度（同年）の6月頃からとなり、「3」に掲げる資格条件も必要ですのでご承知おきください。

3 一般競争入札参加者資格条件

- (1) 市の資格者名簿に登録されていること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、3年以上自ら管理・運営する実績を有すること。
- (3) 法人にあつては長野市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては、長野市内に住所を有すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

4 一般競争入札参加申込

(1) 関係書類の配布（受付）期間及び配布（受付）場所

申込書等の配布期間	申込書等の受付期間	配布・受付場所（提出先）
平成30年2月9日（金）から 平成30年2月19日（月）まで ※土・日曜日を除く。 午前8:30～午後5:15	平成30年2月9日（金）から 平成30年2月19日（月）まで ※土・日曜日を除く。 午前8:30～午後5:15	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市 財政部 管財課 （長野市役所第2庁舎4階） 電話026-224-5016

(2) 提出書類（提出部数各1部）

提出書類	備考
① 自動販売機設置事業者入札参加申込書（様式1） 自動販売機設置事業者入札参加申込書（維持管理業務を維持管理者に行わせる場合）（様式1-2）	①②③の書類は、資格者名簿登録時に使用印鑑届の使用印欄に押印した印鑑を使用してください。 ④⑤⑥⑦の書類は、写しでも可とします。 ⑥の書類は、写しの場合はカラーコピーとします。 維持管理業務を維持管理者に行わせる場合には、②③④⑤の書類について維持管理者のものも提出ください。
② 誓約書（様式2）	
③ 業務実績書・サービス拠点申告書（様式3）	
④ 市税に関する納税証明書（入札参加申込日前1箇月以内発行の「未納がない証明」）	
⑤ 法人登記簿謄本又は住民票記載事項証明書等（所在地を確認できる書類）	
⑥ 設置する自動販売機の資料（カタログ等）	
⑦ 許可書の写し（該当する場合のみ）	

(3) 書類提出方法

申込書等の受付期間内に、関係書類を上記受付場所へ、一般書留又は簡易書留による配達日指定郵便による郵送若しくは、郵送の場合と同様の方法で封入して持参により提出してください。維持管理者に関する書類についても、応募者において取りまとめの上他の書類と同時に提出ください。（電話、ファクシミリ、インターネットによる受け付けは行いません。）

(4) 入札資格の確認

入札参加申込受付後、入札参加資格の有無について確認し、その結果を入札参加申込者へ入札参加確認通知書で通知します。提出書類の審査の結果、資格要件を満たしていない場合は入札に参加することができません。

なお、設置予定の自動販売機が仕様に適合しないと認められる場合は、入札参加申込者に対し、機種変更を指示する場合があります。

(5) 入札参加申込みの無効又は失格

次の事項に該当する場合は、入札参加申込みを無効又は失格とします。

ア 申込書等の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 申込書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申込書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申込書等に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他、不相当と認められるとき。

5 入札の方法

(1) 入札回数は、1回とします。ただし、初度入札において予定価格（最低入札価格）以上の価格の入札がない場合で必要と認めるときは、辞退無効の者を除いて再度の入札を行えるものとし、その際は、電話又はその他の手段により連絡します。

(2) 提出書類

ア 入札書（様式4）

イ 入札を委任する場合は、委任状（様式5）

(3) 入札書などの記載

ア 入札書に必要事項を記載して、記名押印（資格者名簿登録時に使用印鑑届の使用印欄に押印した印鑑）してください。

イ 入札書は、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

ウ 入札書に記載する金額は、貸付期間中の年額とし、消費税等相当額を除いた金額を記載してください。

エ 入札を委任する場合、代理人は入札書に住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

(4) 入札書などの封入方法

ア 封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により2箇所を封印してください。委任の場合は、委任状も同封してください。

イ 封筒の表面に「貸付財産名等」「所管課名」「開札日」「入札者の商号又は名称」及び「入札書在中」の旨を記載（貼り付け用紙（様式6）を切り取って糊付けしても可）してください。

(5) 郵送による提出方法

ア 一般書留又は簡易書留により、配達日指定郵便で郵送してください。

イ 宛先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 財政部管財課 行き

ウ 配達指定日 平成30年3月1日（木）

（再度入札の場合は、電話又はその他の手段により連絡します。）

(6) 持参による提出方法

ア 入札書提出期間内に、郵送の場合と同様の方法で封入して財政部管財課の窓口へご持参いただき、設置してある入札箱に投函してください。

イ 提出期間 平成30年2月28日（水）から平成30年3月1日（木）まで（再度入札の場合は、電話又はその他の手段により連絡します。）

午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は、午後4時まで）

6 入札事項など

(1) 入札保証金

入札保証金（入札金額の100分の5以上に相当する金額）の全部を免除します。

ただし、契約を締結しない場合には、入札保証金と同額の違約金を納付していただきます。

(2) 入札書などが提出期限までに管財課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなします。

(3) 期間入札の場合、入札者が1者のみの場合も有効とする。

(4) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

カ 同一人が入札した2つ以上の入札をしたとき。

キ 入札書に記名又は資格者名簿への登録時に届け出た使用印の押印がないとき。その他必要な記載事項を確認できないとき。

ク 代理人が入札する場合において、入札書に代理人の記名又は押印がないとき。

ケ 入札書の金額が訂正されているとき。

コ 入札者が、提出した入札書の引換え又は撤回をしたとき。

サ 同一の物件に対し、設置事業者とその契約において維持管理者となる者の双方が入札したとき。

シ 普通郵便など、指定した郵送以外の方法で提出したとき。

ス その他入札に関し市の定める条件に違反したとき。

7 開札

(1) 開札の日時・場所

別紙1に記載のとおり

(2) 開札は、公告等で示す日時及び場所において公開で行うものとし、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

開札における入札者の立会いは、これを妨げません。その際、入札参加者であることを確認する場合がありますので、名刺等入札参加者であることを確認できるものをご持参ください。

ア 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。

イ 落札となる価格の入札者が2人以上あり、当該入札者が全員立会っている場合は、その場でくじ引きを行い、落札者を決定します。そうでない場合は、後日、くじ引きを実施するものとし、くじ引きの日時及び場所について電話等で連絡します。

後日実施するくじ引きの際、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない長野市職員がくじ引きをします。

ウ 初度入札で予定価格（最低入札価格）以上の入札がない場合は、辞退並びに無効及び失格の入札をした者を除いて、再度入札を行うことがあります。

再度入札を行うこととなった場合は、入札書の提出期間及び開札日時等を電話等により連絡します。

再度入札による入札書（第2回）の提出は、自動販売機の設置に係る期間入札試行要領第5条の規定により、一般書留若しくは簡易書留による配達日を指定しての郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。

エ 再度入札をしてもなお予定価格以上の入札がないときは、最高価格の入札者から見積書の徴取を行います。

オ 1回見積書を徴取してもなお予定価格以上でないときは、不調とします。

(3) 落札者の決定

長野市が前もって設定した予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(4) 落札者の公表

入札に関する情報（落札額及び落札者の氏名（法人の場合は法人名））については、長野市公式ホームページの管財課ページに掲載し公表します。

(5) 落札者の取消

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消す場合があります。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きを行わなかったとき。
- ② 落札者が入札参加者としての資格を失ったとき。
- ③ 落札者が本件の相手方として不相当と認められる場合。

(6) 入札の延期又は中止

天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期、又は中止することがあります。

この場合の入札者が要した費用は、入札者の負担とします。

8 契約

(1) 契約の締結

ア 落札決定後7日以内に、市有財産賃貸借契約書により契約を締結しなければなりません。

イ 賃貸借契約は、長野市が落札者とともに市有財産賃貸借契約書に記名押印したときに確

定めます。

ウ 契約に要する費用は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長野市に納付しなければなりません。

イ 契約保証金は、貸付料等の納付が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。

ウ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復及び光熱水費の納付を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき返還します。

エ 契約保証金は、その受入期間について利息はつけません。

(3) 契約の解除

次に該当する場合、市は賃貸借契約の解除ができるものとします。

ア 市が、施設の管理運営上必要と認めるとき。

イ 市が指定する納期限後3箇月以上経過してもなお貸付料等の料金が納付されないとき。

ウ 設置者あるいは維持管理者が入札参加資格等を失ったとき。

エ 誓約書に反する事実が判明したとき。

オ 設置者あるいは維持管理者が自動販売機の管理運営に支障があると市長が認めたとき。

9 問い合わせ

(1) 自動販売機を設置する行政財産や、仕様書など設置する自動販売機の詳細について
別紙1に記載の物件番号に係る所管課（別紙2を参照）

(2) 上記以外の入札全般について

長野市財政部管財課 財産管理担当

長野市大字鶴賀緑町1613番地（長野市役所 第二庁舎5階）

電話 026-224-5016（直通）

10 その他

現地（設置箇所）確認

現地確認を希望する場合は、それぞれの所管課へ申し出の上、確認をしてください。

なお、入札参加予定者を対象とした現場説明会等は予定しておりませんので、ご自身で入札物件を確認し、現況を熟知した上で入札してください。

自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、入札参加申込みまでに設置場所の確認をしてください。

付 記

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、長野市財務規則（平成6年 長野市規則第3号）、長野市契約規則（昭和60年長野市契約規則4号）及び長野市の指示によることとします。